

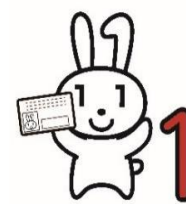
「資格情報のお知らせ」についてのよくある質問

「資格情報のお知らせ」に記載されている内容を確認しました。
これはどうしたらよいですか？



皆様の記号・番号等を確認できる書類となりますので、大切に保管してください。
紙で受領した方は右下部分を取り外してマイナンバーカードと一緒に携帯いただけます。
PDFで受領された方はご自身で印刷していただくか、スマートフォン等で提示できるようにしてください。
※「資格情報のお知らせ」は、カードリーダーがない医療機関を受診する場合や、不具合等でカードリーダーが使えない場合にマイナンバーカードと一緒に医療機関に提示することで、保険診療を受けられます。
資格情報のお知らせ単独では保険診療は受けられません。

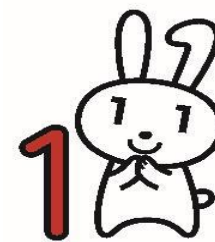
今持っている保険証はいつまで使用できますか？



本年12月2日をもって、現在の保険証の発行は終了となりますが、経過措置として最大1年間(2025年12月1日まで)、お持ちの保険証はそのままご利用いただけます。
経過措置終了までに退職等で資格がなくなる場合は返却していただきます。
経過措置終了時に資格がある方は返却不要です。
なお、マイナンバーカードを持っていない方、マイナ保険証の利用登録をしていない方へは、経過措置期間終了までに「資格確認書」を交付予定です。(申請不要)

「資格確認書」とは何ですか？

現行の健康保険証と同様の内容が記載されたものです。
マイナ保険証を使用できない方が現在の保険証と同様に医療機関を受診できるものになります。



マイナ保険証の利用登録をしました。保険証はどうしたらよいですか？

経過措置期間終了までに退職等で資格がなくなる場合は返却していただきますが、期間終了までは保管をお願いします。
経過措置終了後は返却不要です。